宮城県立がんセンターにおける政府系競争的研究資金の間接経費取扱要領

（目的）

第１条 この要領は、政府系の競争的研究資金のうちで主に科学研究費補助金等（配分機関：文部科学省、厚生労働省、日本学術振興会、科学技術振興機構等）に伴う間接経費の宮城県立がんセンターにおける取扱いについて定める。

（準拠）

第２条 この要領は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成１３年４月「競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ」平成１３年４月２０日. 平成１７年３月２３日改正. 平成２１年３月２７日改正. 平成２６年５月２９日改正。以下「指針」という。）に準拠する。

（定義）

第３条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　「配分機関」とは、文部科学省、厚生労働省､日本学術振興会、科学技術振興機構等の研究資金を運営し配分する機関をいう。

二　「被配分機関」とは、研究者の所属する研究機関であり、ここでは宮城県立がんセンターをいう。（研究機関自体が競争的資金を獲得する場合もあるが、以下明瞭化のために研究者が獲得する場合について述べる。）

三　「直接経費」とは、採択された課題の研究に直接的に必要なものについて、科学研究費を獲得した研究者が使用する経費をいう。

四　「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率（当面３０％）で手当てされ、科学研究費による「研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費」をいう。

（間接経費使用の責任者）

第４条 間接経費の使用に当たっては、総長の責任の下で、研究所長が使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行する。また使途の透明性を確保する。総長は翌年６月までに毎年度の間接経費使用実績を配分機関に報告する。

（間接経費の使途）

第５条 間接経費は、科研費等を獲得した研究者の研究開発環境の改善やセンター全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的には、以下の各号に示す経費については、「指針」の「別表１」にある分類の例示に従う。

一　「管理部門に係る経費」

二　「研究部門に係る経費」

三　「その他の関連する事業部門に係る経費」

四　これ以外であっても総長が「研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断する」経費。ただし、直接経費として充当すべきものは除外。

（宮城県立がんセンターの使途配分）

第６条 間接経費の使途配分については以下の各号に定めるところによる。

一　 間接経費のうち，直接経費の概ね１０％相当を管理部門に係る経費に充当するものとする。

二 　それ以外の間接経費については研究所長が、個々の研究課題に伴う間接経費を研究教育環境整備や研究費獲得促進人件費等の研究基盤強化の費用に充てる。

（間接経費資金使用手続き）

第７条 前条２項に係る経費の使用方法については、研究所スタッフ会議で報告する。なお、間接経費に係る経理は事務局企画総務課で行う。

（他の配分機関の場合）

第８条 配分機関が、文部科学省、厚生労働省、日本学術振興会以外の例えば総務省の場合のように、直接経費使途に制限があり、他方で他の場合には直接経費の使途となるような使途が間接経費に含まれているような場合には、がんセンターは間接経費の受け取りについて考慮することがある。当該競争的資金を獲得した研究者は、研究所長に申し出て、その承認を得るものとする。

附　　則

この要領は平成２３年４月１日から施行する。

　附　　則（平成２７年３月３１日）

この要領は平成２７年４月１日から施行する。